平成２５年（フ）第３２５９号
大阪府高槻市辻子２丁目１番46号　プレミール辻子207号
債務者　河相　孝之
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西塚　直之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６５８号
京都市南区上鳥羽南中ノ坪町25番地８
債務者　髙石　勝史
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江頭　節子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７８４号
京都府京田辺市東西神屋49番地　上村荘303号
債務者　岸本　竜子
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉松　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８７号
沖縄県うるま市石川山城1706番地23
債務者　山城　進矢
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松永　和宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第８８号
沖縄県うるま市石川山城1706番地23
債務者　山城　敏孝
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松永　和宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第３２２６号
大阪府枚方市西禁野２丁目34番８号
債務者　長谷川勝彦
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　那須　良太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３０３号
大阪府東大阪市稲葉１丁目５番11―603号
債務者　岩安青果こと岩安青果市場こと　田中　清一
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３３９号
横浜市旭区下川井町2325番地14
債務者　足立　定一
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒澤　知弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月17日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２９号
山形県東村山郡中山町大字長崎2320番地３
債務者　松田　利吉
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　粕谷　真生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月24日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６６８号
堺市西区鳳西町２丁396番地、前住所堺市西区平岡町185番地12　ノバカネイチ津久野台1015号
債務者　髙橋　俊二
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月31日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２００号
群馬県前橋市川原町２丁目22番地16　ボヌール303号、住民票上の住所群馬県前橋市富士見町原之郷957番地13
債務者　坂庭　康之
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松島　　温
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月21日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月20日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第８７号
岐阜県関市向陽台３番３号
債務者　前川由紀子
1　決定年月日時　平成25年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝　　英則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月25日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第６５号
山口県下関市石神町８番31号
債務者　中尾　　孝
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　臼井　俊紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第７３０号
京都市北区等持院中町32番地の２
債務者　滝岡　則高
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　敏行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第８３号
福岡県嘉麻市上山田1072番地６
債務者　宮本瑳貴子
1　決定年月日時　平成25年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第３０号
神戸市北区長尾町上津2500番地、従前の住所兵庫県三田市武庫が丘５丁目１番地
債務者　首藤　映子
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４８１号
神戸市中央区若菜通６丁目４番24―501号
債務者　杉　美也子
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部